

津市環保第 553 号
平成 29 年 9 月 13 日

三重県知事 鈴木 英敬 様

津市長 前 葉 泰



(仮称) 三重布引風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する
意見について (回答)

このことについて、平成 29 年 8 月 3 日付け環生第 16 - 37 号でご照会のあり
ました (仮称) 三重布引風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境
の保全の見地からの意見について、別紙のとおり回答します。

津市環境部環境保全課環境保全担当

電話番号 059-229-3259

FAX 059-229-3354

E-mail 229-3140@city.tsu.lg.jp

(仮称) 三重布引風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見

1 総論

- (1) 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の配置等の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。
- (2) 市民との協働によるまちづくりの推進を図るため、その基本となる市民への情報提供、透明性の確保の観点から、環境影響評価に関する情報を積極的に提供し、理解を得ながら事業を進めること。また、その際は丁寧かつ十分な説明を行うこと。
- (3) 環境影響評価を行う過程において、項目の選定及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。
- (4) 環境影響の予測にあたっては、できる限り定量的な手法を用いて評価すること。
- (5) 事業実施想定区域においては、他事業者による風力発電事業も計画されており、現在、環境影響評価法に基づく手続きが行われている。双方の事業主体は異なるものの、両事業が稼働した場合の累積的な環境への影響が懸念されることから、今後、他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電施設等の配置などを検討すること。
- (6) 風力発電事業は、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスを排出しないクリーンで安全な再生可能エネルギーの一つである一方で、その開発行為により森林面積が減少し、貴重な動植物の生息環境が失われることも予測される。事業の実施にあたっては、対象事業実施区域内の適正な管理方法や、区域内に生息する希少な動植物の保全措置等について十分検討を行い、可能な限り多くの自然環境が保全されるよう検討すること。

2 各論

(1) 大気質

工事については、環境負荷の少ない車両等を利用するとともに、工事車両や重機の稼働による影響を十分に考慮すること。

(2) 騒音及び超低周波音等の影響

風力発電施設においては、騒音及び超低周波音による周囲への影響について不安視する声もあることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、最新の知見等に基づき適正な環境影響の調査、予測及び評価を行うこと。

また、評価の結果、騒音等の影響が懸念される場合においては、影響が回避又は低減するよう風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域において、クマタカの生息地、サシバ及びノスリの渡り経路が存在する可能性が考えられることから、風力発電設備の稼働に伴うバードストライク等による鳥類への影響を極力回避・低減できるよう風力発電設備等の配置等を検討し、適切な環境保全措置を講じること。

(4) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域内の森林及び低木・草地環境に生育する重要な植物について、詳細な調査、予測を行い、生育環境が変化する可能性があれば、適正な環境保全措置を講じること。

(5) 景観

事業実施想定区域及びその周辺の豊かな自然景観は、本市の貴重な景観財産であり、四季を通して彩り豊かな森林景観が見られるとともに、すでに数十基の風力発電設備が設置済である。緑豊かな景観に影響を与える場所での計画となることから、当該風力発電設備の新設に当たっては、津市景観計画に定める景観形成基準を順守し、周辺環境や設置済の風車群との調和に配慮すること。

本市を代表する眺望点である青山高原三角点及び経ヶ峰については、評価の対象となる眺望点として挙げられているが、評価に当たっては工作物だけではなく、送電線が緑の景観に与える影響についても把握するなど、眺望点からの眺望を阻害する要因も限りなく排除する等、景観に配慮すること。